

施設類型別実施計画（案） 概要版

計画の概要

市では、これまで公共施設の維持・管理や、改修・建替などを行う費用が、次の世代の大きな負担とならないよう、将来を見据えて公共施設を最適に配置するために、平成28年3月に『三原市公共施設等総合管理計画』を策定しました。その中では、取組の目標として公共施設の総延床面積を平成56年度までの30年間で35%（17万5千㎡）削減することとしています。

この総合管理計画に基づき、各施設で提供しているサービスの必要性などを検討しながら、施設の類型別に実施計画を策定し、統廃合や集約化・複合化などに取り組んでいきます。その実施計画がこのたび意見募集する「施設類型別実施計画」となります。

この実施計画では、各施設の『機能』と『建物』の視点から今後の方向性を定めております。

今後は、この実施計画において整理した個別施設の方向性をもとに、公共施設の再配置を進めていきますので、計画内容に対してご意見をお聞かせ下さい。

本概要版は個別の実施計画のうち「実施方針」及び「個別施設の方向性」のみ掲載しています。「施設データ」「現状・課題」「年次計画」については、別添の各実施計画をご覧ください。

目次

1 社会教育系施設	P 1～2
2 スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設）	P 2～3
3 スポーツ・レクリエーション系施設（レクリエーション・観光施設）	P 3～4
4 保健・福祉施設	P 4～6
5 その他施設（駐車場，自転車等駐車場）	P 6～7
6 その他施設（港湾ビル）	P 7
7 その他施設（普通財産等）	P 7～10

1 社会教育系施設

(1) 実施方針

(7) 図書館

- ・利用圏域については、知の拠点としての役割を有し、一定の利用があるため、当面、地域施設として位置づける。
- ・継続して拠点となる図書館を三原地域に1か所配置し、本郷地域・久井地域・大和地域に小規模図書館を配置し、指定管理者制度の導入を進める。
- ・拠点図書館では、全てのサービスを総括し、ネットワークの中核として市民に対するきめ細やかな図書サービスの提供や、より高度な充実したサービスの提供ができるように努めるとともに、小規模図書館との資料や情報の相互利用を促進する。小規模図書館では、読書・貸出・蔵書検索・リクエスト・返却・相談と、地域の特性を活かした資料の収集・保存に努めることとする。
- ・小規模図書館においては、利用状況から開館時間の見直しや併設する文化施設の方向性によっては周辺公共施設への移転等を検討する。

(4) 博物館等

a 歴史民俗資料館

- ・利用圏域については、市域施設として位置づけ、現状の2か所(三原，久井)の配置と

する。

- ・運営については、利用者の増と経費のバランスを見ながら、その方法を検討する。

b その他

- ・それぞれの施設で提供している機能が、公共が担うべき役割かどうかで機能の方向性を判断するため、利用圏域は定めない。
- ・それぞれの施設で提供している機能と、施設自体の必要性を判断し、施設のあり方を検討する。

(2) 個別施設の方向性

施設	方向性		説明
	機能	建物	
中央図書館	移転	検討	スペース不足等の課題解決を図るとともに、集客力の高さを活かした官民連携による中心市街地活性化を図るため駅前東館跡地に移転し、運営については指定管理者制度の導入を進める
本郷図書館	継続	継続	機能・建物を継続し、管理運営体制については指定管理者制度の導入を進める
久井図書館	継続	継続	機能・建物を継続し、管理運営体制については指定管理者制度の導入を進める
大和図書館	継続	検討	機能を継続し、建物については、周辺公共施設の再配置を整理する中で方向性を検討する。管理運営体制については指定管理者制度の導入を進める
ほんごう子ども館	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修が必要な時期に方向性を検討する
三原市歴史民俗資料館	継続	検討	機能を継続し、利用者数の増加に取り組む。建物については、周辺公共施設の再配置を整理する中で方向性を検討する
久井歴史民俗資料館（旧）	移転	廃止	機能は旧久井小学校へ移転し久井コミュニティセンターと複合化した。建物は老朽化のため廃止する
宇根山天文台	継続	継続	機能・建物を継続し、管理運営については近隣3施設（天文台・家族旅行村・青年の家）での指定管理等の検討により運営強化をめざす
老人大学	移転	廃止	施設の老朽化のため建物を廃止し、他施設への移転を検討する
清水南山生誕の地	継続	継続	機能・建物を継続し、市史跡としての有効活用を検討する

2 スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設）

(1) 実施方針

- ・利用圏域については、すべての施設を市域施設として位置づけ、機能（陸上競技場、野球場、体育館、プール等）ごとの施設配置を検討する。
- ・体育館については、体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する。

(2) 個別施設の方向性

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
三原運動公園	継続	継続	機能・建物を継続する

久井運動公園	検討	検討	体育館については、体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する。プールについては、利用者数の推移や大規模改修の必要性を見ながら廃止を検討する
白竜湖スポーツ村公園	継続	継続	機能・建物を継続する。体育館は体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
三原リージョンプラザ	継続	継続	南館は周辺公共施設の再配置検討において貸室機能として活用するため継続とする。文化ホール・展示ホールについては文化施設の類型で検討する。体育館は体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
武道館	継続	継続	機能・建物を継続する
本郷体育センター	検討	検討	体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
北方グラウンド・ゴルフ場	継続	継続	機能・建物を継続する
江木スポーツ広場	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修が必要な時期に廃止する ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には久井運動公園の照明設備付きの自由広場があり、これらの活用検討が可能

3 スポーツ・レクリエーション系施設（レクリエーション・観光施設）

(1) 実施方針

- ・利用圏域については、市内外からの利用を見込んだ施設であるため、圏域設定はしない。
- ・観光振興だけでなく地域活性化の拠点、健康増進、憩いなどの施設として勘案する必要があるため、利用者数だけで施設の継続性について判断することは難しく、施設の役割とその効果、採算性、周辺施設との機能重複、競争性などを鑑みながら、公共施設としての必要性を明確にした上で再配置を検討する。
- ・高坂自然休養村は、観光農業の推進や市民の憩いの場として必要な施設であるとともに、重要な観光資源である佛通寺に隣接していることから、お互いの強みを生かし連携することで、今後は市外からも幅広く集客できる施設として活用する。
- ・民間や地域団体等が主体となり運営することが可能と思われる施設については、可能な限り管理・運営主体の変更や民営化について検討するなど、積極的に整理を進めるとともに、地域振興の拠点となる施設については、施設が担う役割や位置付けを整理した上で、今後の方向性を検討する。

(2) 個別施設の方向性

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
道の駅みはら神明の里	継続	継続	収支状況を踏まえて管理コストを削減しつつ、機能・建物を継続し、一層の利用者増に取り組む
道の駅よがんす白竜	継続	継続	収支状況を踏まえて管理コストを削減しつつ、機能・建物を継続し、一層の利用者増に取り組む
高坂自然休養村	継続	継続	キャンプ場は廃止し、観光農業の推進や市民の憩いの場として、施設の利用促進を図る。管理運営については、指定管理者制度の導入を検討する
宇根山家族旅行村	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、管理運営については、3施設（天文台、家族旅行村、青年の家）での指定管理等の検討により運営強化をめざす

棲真寺山オートキャンプ場	継続	継続	機能・建物を継続し、管理コストの縮減に努める
大和サイクリングターミナル	検討	廃止	当該地での需要が少ないため建物を廃止する。機能の有効性（ニーズ・効果・採算性等）を精査し、必要な場合、最適地での実施を検討する
すなみ海浜公園	継続	継続	機能・建物を継続し、管理コストの縮減に努める
小坂農村公園	検討	当面継続	周辺に公衆トイレが無いため、建物（トイレ）を当面は継続し、管理については地域で行う。改修が必要な時期に、利用状況により機能・建物の方向性を検討する
高坂親水公園	継続	廃止（トイレ）	公園としては継続し、地域で管理する。建物（トイレ）は、廃止する
善入寺温泉スタンド	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修が必要な時期に収支状況等を踏まえて検討する

4 保健・福祉施設

(1) 実施方針

- ・保健・福祉サービスを提供する場所として保健・福祉施設は整備されたが、専用スペースを必要としないサービスや民間により提供できるサービスもあるため、施設の複合利用の可能性や民間のサービス提供を検討しながら、再配置を進める。
- ・利用圏域については、市域施設又は地域施設として位置づけるが、民間事業者によるサービス提供の状況を勘案した配置とする。

(ア) 高齢福祉施設

- ・老年人口の増加に伴って高齢者への福祉サービスの必要性は増えていくが、民間で同種の事業を行っているサービスは、利用状況や施設の状態を見ながら、将来的には廃止・譲渡する。
- ・利用の少ない施設については近隣の施設を活用し、又は民間事業者へ譲渡することを検討する。

(イ) 障害福祉施設

- ・民間で実施可能なサービスであるため、民間事業者による運営を主体とし、施設については譲渡を進める。
- ・利用がない施設については廃止する。

(ウ) 児童福祉施設

- ・母子家庭の支援施設については、民間事業者によるサービス提供が確保されており、当面、公共施設としては確保しない。

(エ) 保健施設

- ・総合保健福祉センターを保健福祉拠点と位置づけるとともに、貸館機能については有効に活用し、駅周辺の貸館機能を集約する。今後、具体的な保健福祉拠点及び貸館機能については、ペアシティ三原西館のあり方と併せて検討する。
- ・3センターの機能については引き続き継続することとし、施設のあり方について検討する。

(オ) その他社会保険施設

- ・それぞれの施設が、現在も当初の設置目的を果たしているか、現在もその目的は必要か、行政としてサービスすべき機能か、施設は必要かなどの視点で施設の方向性を判断する。

(2) 個別施設の方向性

(7) 高齢福祉施設

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
久井老人福祉センター	廃止	譲渡又は廃止	老朽化及び施設の稼働率が低いため機能を廃止し、建物はシルバー人材センターに譲渡又は廃止する ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には久井コミュニティセンターや久井保健福祉センターがあり、これらの活用検討が可能
久井高齢者創作館	廃止	廃止	老朽化及び利用が少ないため、機能・建物を廃止する
大和創作センター	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修が必要な時期や周辺公共施設の再配置を整理する中で方向性を検討する ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には公民館等があり、これらの活用検討が可能
デイサービスセンターさぎうら	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修の必要な時期や民間事業者の参入状況により廃止を検討する
デイサービスセンターわたせ	当面継続	当面継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修の必要な時期や民間事業者の参入状況により廃止する

(イ) 障害福祉施設

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
久井心身障害者就労施設	廃止	譲渡	使用者である社会福祉法人への建物の譲渡を検討する
大和心身障害者集会所	廃止	廃止	利用されていないため、機能・建物を廃止する
障害児通所支援施設	廃止済	廃止	平成 29 年 3 月に機能廃止済

(ウ) 児童福祉施設

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
さつき荘	廃止済	廃止	平成 27 年 7 月に機能廃止済

(エ) 保健施設

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
総合保健福祉センター	継続	継続	保健福祉課事務所を新庁舎へ移設し、保健福祉機能は継続する。移転後の活用については、ペアシティ三原西館全体のあり方及び駅周辺で市が所有する貸館機能の方向性を検討する中で調整する
本郷保健福祉センター	継続	検討	機能を継続するが、実施場所については周辺公共施設との複合化を検討する
久井保健福祉センター	継続	検討	機能を継続するが、実施場所については周辺公共施設との複合化を検討する

大和保健福祉センター	継続	検討	機能を継続するが、実施場所については周辺公共施設との複合化を検討する
------------	----	----	------------------------------------

(ウ) その他社会保険施設

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
市民福祉会館	移転 集約	廃止	老朽化及び福祉目的での利用が少ないため建物を廃止し、貸館機能については周辺公共施設との機能集約を行う ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には総合保健福祉センター、リージョンプラザ、中央公民館等があり、これらの利用状況を踏まえ、集約化を図る
本郷福祉センター	廃止	廃止	老朽化及び利用が少ないため、機能・建物を廃止する。 建物の廃止時期については、周辺公共施設の再配置を整理する中で決定する ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には本郷生涯学習センター等があり、これらの活用検討が可能
日雇労働者厚生会館	廃止	譲渡又は廃止	特定の団体のみ利用施設のため、建物を施設使用者へ譲渡し、又は廃止する
大和勤労福祉センター	廃止	検討	勤労者の福祉増進機能は廃止し、建物については周辺公共施設の再配置を整理する中で方向性を検討する
患者輸送車バス待合所	廃止済	廃止済	平成 29 年 2 月に機能・建物廃止済
旧くい市民病院車庫	貸付 継続	貸付 継続	病院再編に関する協定書に基づき、貸付を継続する
公立くい診療所医師住宅	当面 継続	当面 継続	当面は機能・建物を継続し、大規模改修の必要な時期又は未入居となった時点で建物を廃止し、医師確保のために必要な住宅の確保策を講じる
大和診療所医師住宅	継続	廃止	医師確保のために必要な住宅の確保策を講じ、建物を廃止する

5 その他施設（駐車場、自転車等駐車場）

(1) 実施方針

(ア) 駐車場

- ・利用圏域については、駐車場需要のある中心市街地にのみ設置するため、圏域設定はしない。
- ・市がサービスを提供する必要性や民間を含めた駐車場の需要量・供給量に基づく適正規模を検討する。
- ・三原内港東駐車場は港湾施設でもあるため、三原内港全体のあり方を検討する中で必要性も含めて、県と調整しながら今後の方針を整理する。

(イ) 自転車等駐車場

- ・乗降客数の多い JR 三原駅及び JR 本郷駅周辺において機能を維持する。
- ・施設の利用実態や周辺地域の放置自転車の状況などにより、適正な施設規模を検討する。
- ・施設の有料化の可否や放置自転車の対策等の検討を行う。

(2) 個別施設の方向性

(7) 駐車場

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
三原内港東駐車場	検討	検討	内港全体のあり方・駐車場のあり方を所有者（県・市）で協議し、方向性を決定する
帝人通り駐車場	廃止	廃止	跡地活用策を整理し、機能・建物を廃止する ※同様の機能を提供できる施設として、周辺には民間駐車場がある
円一町駐車場	継続	更新	駐車場機能が必要で老朽化が著しいため建物を更新するが、周辺公共施設利用者のための駐車場と位置づけ、規模を検討する

(イ) 自転車等駐車場

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
三原駅東自転車等駐車場	継続	継続	機能・建物を継続し、有料化について検討する
三原駅西自転車等駐車場	継続	継続	機能・建物を継続し、有料化について検討する
本郷駅前自転車駐車場	継続	継続	機能・建物を継続する

6 その他施設（港湾ビル）

(1) 実施方針

- ・利用圏域については、港湾施設としての必要性で施設の方向性を判断するため、圏域設定しない。
- ・港湾ビルの今後については、所有者（県・市・民間）で協議していくが、三原内港全体の方向性を踏まえた検討をしていく必要がある、当面は現在の機能を維持する。

(2) 個別施設の方向性

施設名	方向性		説明
	機能	建物	
港湾ビル	検討	検討	港湾ビルの所有者（県，市，民間）で機能・建物のあり方を協議する

7 その他施設（普通財産等）

(1) 実施方針

- ・普通財産（旧公共施設等）については、管理（貸付等）や処分（売却等）の実施方法、対象財産の選定やその優先順位の考え方をまとめた「(仮) 三原市普通財産管理・処分方針（以下、「財産管理・処分方針」という。）」を策定し、その方針に従い管理・処分を実施する。

(7) 学校・幼稚園・保育所跡

- ・学校等跡地活用検討方針に基づき、公共使用、地元利用の順に検討を進め、活用の見込のない施設については管理又は処分する。地域利用・民間利用の際は現状有姿とし、費用負担は行わず、大規模改修が必要な場合には、廃止を基本とする。
- ・学校等跡地活用における体育館（地域運動センター）等については、体育館機能のあり方を検討した後方向性を決定する。

(イ) 観光施設トイレ

- ・新たな公衆トイレの設置については、新市建設計画や観光戦略プラン等に設置が位置づけられているものを除き、原則、新設しない。
- ・既存施設については、使用継続するが、対象とする観光施設が、国立公園や県立自然公園の指定解除などの要因により、主要観光施設として機能しない場合や、観光施設の利用者が著しく減少し、観光施設としての機能を失った場合は廃止する。

(2) 個別施設の方向性

(ア) 学校・幼稚園・保育所跡

施設名	方向性
旧南小学校	解体後の土地の一部については、第三中学校のグラウンドとして活用し、残地は売却等を含めて検討する
旧高坂小学校	校舎の活用については学校等跡地活用検討に委ね、大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧八幡小学校	校舎については八幡町コミュニティホームとして活用する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧渡瀬小学校	校舎については書庫として機能を継続し、大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧鷺浦小学校	校舎については活用策がないため財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧向田小学校	校舎については地元の意向を確認した上で方向性を検討し、大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧船木小学校	校舎の活用については学校等跡地活用検討に委ね、大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧北方小学校	校舎の活用については学校等跡地活用検討に委ね、大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧久井小学校	校舎については歴史民俗資料館とコミュニティセンターの複合施設として活用する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧羽和泉小学校	校舎については活用策がないため、また体育館については大規模な修繕が必要なため財産管理・処分方針に基づき対応する
旧久井南小学校	体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧神田西小学校	活用策がないため財産管理・処分方針に基づき対応する
旧神田小学校	校舎については継続して貸し付け、大規模改修・更新等は使用者負担とする ※体育館は平成 28 年度に解体済
旧神田東小学校	校舎については、活用策がないため、また体育館については大規模な修繕が必要なため財産管理・処分方針に基づき対応する
旧大草小学校	平成 27 年度に処分（売却）済

旧和木小学校	校舎については継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧樫梨小学校	校舎の活用については学校等跡地活用検討に委ね，大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する。体育館については体育館機能のあり方を検討した後に方向性を決定する
旧八幡幼稚園	書庫として機能・建物を継続する
旧向田幼稚園	園舎については地元の意向を確認した上で方向性を検討し，大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する
旧港町保育所	平成 28 年度に解体済
旧宮沖保育所	一時的に市が使用した後，資産価値の高い土地であるため財産管理・処分方針に基づき対応する
旧久井保育所	活用策がないため財産管理・処分方針に基づき対応する
旧羽倉保育所	羽倉コミュニティホームとして活用する
旧神田保育所	園舎の活用については学校等跡地活用検討に委ね，大規模改修が必要な時期には財産管理・処分方針に基づき対応する
旧大草保育所	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする
旧和木保育所	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする

(イ) 観光施設トイレ

施設名	方向性
鷺島バイオ式トイレ	機能・建物を継続する
佐木島大平山登山道入口屋外トイレ	機能・建物を継続する
竜王山展望台公衆トイレ	老朽化のため平成 28 年度に廃止し，竜王山駐車場トイレに統合済
竜王山駐車場公衆トイレ	林道の開通に伴う大型バスの旋回に支障をきたしたことから，撤去し建替済
米山寺公衆トイレ	当面は機能・建物を継続する
仏通寺第二駐車場公衆用トイレ	当面は機能・建物を継続する
棲真寺公園トイレ	当面は機能・建物を継続する

(ウ) 普通財産等

施設名	方向性
旧高坂町コミュニティホーム	活用策がないため財産管理・処分方針に基づき対応する
宮浦公園管理事務所	当面は機能・建物を継続し，更新時は縮小する
本町会館	地元への譲渡を検討する
旧時報鐘堂	文化財として適正な管理を行う
港町ビル	平成 27 年度に処分（売却）済
旧緑ヶ丘女子商業高等学校	平成 28 年度に処分（売却）済
旧武道館	平成 28 年度に処分（売却）済
ペアシティ三原西館	市所有床は公共又は民間で有効に活用する

旧交通局	資産価値の高い土地であるため財産管理・処分方針に基づき対応する
あやめヶ丘センターハウス	地元への譲渡を検討する
紅梅保育所	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする
本郷駅複合施設	機能・建物を継続する
多田太朗名誉市民宅地	老朽化のため解体し，財産管理・処分方針に基づき対応する
花園集会所	地元へ譲渡する
八幡社会教育会館	保管している資料を移設後，財産管理・処分方針に基づき対応する
坂井原簡易郵便局	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする
旧野菜振興センター	平成 28 年度に処分（譲渡）済
旧雉・イノシシ共同飼育所(上徳良)	活用策がないため施設全体を財産管理・処分方針に基づき対応する
旧大草駐在所	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする
旧 JA 育苗センター	継続して貸し付け，大規模改修・更新等は使用者負担とする